

重要文化財

「福島県荒屋敷遺跡出土品」

平成30年10月31日指定

荒屋敷遺跡は縄文時代晩期を中心とした弥生時代中期にかけての遺跡で国道252号の宮下バイパス工事に伴い、昭和60年～62年にかけ、2,800㎡の発掘調査が実施されました。

出土品は縄文時代晩期～弥生時代中期にかけての土器・石器だけでなく、赤漆塗土器や漆の貯蔵容器、赤漆塗の巻紐や糸玉といった漆工芸の実態を明らかにした製品、浅鉢などの容器や斧柄など完成品とともに未成品が出土したことで製作工程を追うことが可能な木製品、編み組などが当時から行われていたことを示す籠類などの繊維製品等の有機質遺物が多数ありました。

これらは県内でも出土例がほとんどない貴重な考古資料として、平成18年4月に県の重要文化財に指定されました。平成26年から再整理・再調査を行い、縄文時代の技術と生業の実態を示す極めて学術的価値が高いものとあらためて評価され、平成30年10月、出土した約19万点に及ぶ遺物のうち589点が国の重要文化財として指定されました。

重要無形民俗文化財

「三島のサイノカミ」

平成20年3月13日指定

「三島のサイノカミ」は三島町において伝承されている小正月の火祭り行事で、江戸時代の古文書にも記述があります。東北地方の日本海側に伝承される小正月の火祭りの典型例の一つで、子どもや厄年の男性が行事に深く関わり、厄年の厄落としや年占の要素が濃厚にみられることに特色があります。

町では昭和30年代に多くの年中行事の存続が危ぶまれましたが昭和48年2月、冬の火祭りイベント「雪と火のまつり」を開催し、サイノカミを再現し観光イベントとして成功。以後、各地区のサイノカミや他の年中行事も活発化、並行して年中行事の調査も進められ、昭和60年には町が独自に定めた「地区プライド」として年中行事を選定、昭和61年3月には「三島町の年中行事」としてサイノカミをはじめ初春の行事が県の重要無形民俗文化財に指定されました。

平成に入ってから3年続けて「さいの神シンポジウム」を開催、10年代には町内外の研究者に依頼し、当町の各地区で実施されているサイノカミに関する本格的な調査報告をまとめました。そして平成20年3月、日本の小正月行事を知る上で重要なものとして、国の重要無形民俗文化財に指定されました。

伝統的工芸品

「奥会津編み組細工」

平成15年9月10日指定

昭和56年に三島町振興計画5本の柱の一つとして「生活工芸運動」が提唱されました。農林業の衰退や高度経済成長に伴う就労の変化やテレビ等情報が容易に入手できるようになると、それまでのような近所付き合いが少なくなり人間関係が希薄になることが危惧されるようになりました。このようなことから昔のように隣人や家族が囲炉裏を囲んでものづくりを行うことにより、会話を楽しみ人間関係の再構築を図ることを狙いとして生活工芸運動がスタートしました。

生活工芸運動はデザイナーを職員として招聘し、西方地区の空き家を借りてスタートしました。昭和61年に名入地区に生活工芸館を建設したことにより、以後生活工芸館を活動拠点として現在に至っています。

平成13年に各種ものづくり団体を統合し、ものづくりを楽しむ団体として三島町生活工芸運動友の会を設立。平成15年に三島町生活工芸運動友の会を母体として経済活動を行う団体、奥会津三島編組品振興協議会を設立しています。平成15年9月10日、経済産業大臣よりヒロロ籠・マタタビ簀・山ブドウ籠が「奥会津編み組細工」の名称で伝統的工芸品に指定されました。

奥会津編み組細工



1 山ブドウ細工

材料となる山ブドウ皮は、栗の花が咲く6月頃に採取する一枚皮が原材料とされます。材料が強靱であり、昔は山仕事の際に、鋸や斧、伐採方向を定めるための鉄でできた矢など道具を運ぶのに籠を使っていたという。現在は、手提げ籠・抱え籠・菓子器などが作られています。



2 ヒロロ細工

野草(学名ミヤマカンスゲ)を緋い縄状とし、その縄を編み、昔は蓑や田畑の作業に使用する背負い籠(スカリ)などに使っていたという。現在も使用している。その他にも手提げ籠、抱え籠、肩かけ籠などを作ります。編み目が細かく、レース編みのような仕上がりが特徴で素朴さの中にも独特の繊細さがあります。



3 マタタビ細工

一本の蔓から伸びる肉厚の成熟した1~3mの枝を材料とし、主に炊事用具として用いられており、現在も使用しています。水切れが良いことに加え、水分を含んだ材料はしなやかで手を傷つけることが少ないのが特徴です。用途により異なった編みの技法が用いられます。

